

第六十号議案

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和五年六月十四日

提出者

江戸川区長

斉

藤

猛

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成十二年三月江戸川区条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第十一条第二項第一号中「同じ。」の下に「又はパートナースhip関係（双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める二者間の関係をいう。）の相手方」を加える。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

2 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成三十年三月

江戸川区条例第四号）の一部を次のように改正する。

付則第三項中「引き続き」の下に「、配偶者を有しない場合（幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和五年 月江戸川区条例第号）の施行の日以後にあっては、配偶者及びパートナーシup関係（双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相

互の人権を尊重し、日常生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める二者間の関係をいう。の相手方（以下「パートナーシップ関係の相手方」という。）のいずれも有しない場合）で、かつ」を加える。

付則第四項中「が配偶者」の下に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加える。

付則第六項中「配偶者」の下に「又はパートナーシップ関係の相手方」を、「生じた日」の下に「（幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和五年 月江戸川区条例第 号）の施行の日前にパートナーシップ関係の相手方を有するに至った場合は、同日）」を加える。

（説明）

パートナーシップ関係の相手方を配偶者と同等の取扱いとするため、扶養手当に関する規定を整備する必要があるもので、本案を提出いたします。